

令和8年4月

関係者 各位

八百津町 総務課 財政係

建設工事競争入札に係る低入札価格調査および 最低制限価格の設定について

地方自治法施行令第167条の10項第2項および八百津町低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領に基づき、令和8年4月以降の指名通知、入札公告案件から下記のとおり実施します。

記

1. 低入札価格調査および最低制限価格を設けることができる対象
競争入札により請負契約を締結する建設工事
2. 低入札価格調査および最低制限価格の設定
八百津町低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領のとおり
 - ① 1,000万円未満は、最低制限価格制度を適用
入札額が最低制限価格を下回ると失格になります。
 - ② 1,000万円以上は、低入札価格調査制度を適用
入札額が低入札価格調査基準価格を下回ると低入札価格調査を行い、
失格基準価格を下回ると失格になります。
3. 施行期日
令和8年4月以降の指名通知、入札公告案件から実施